

会 議 録

附属機関等の名称	宮代町国民健康保険運営協議会
会議の名称	令和6年第1回宮代町国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年2月7日(水)13時30分
開催場所	宮代町役場202会議室
出席委員の氏名	稲山会長、武井会長代理、田口委員、為ヶ谷委員、関根委員、石井委員 民上委員、平山委員、井浦委員、鈴木委員、長谷部委員 合計11名(定員12名)
出席職員の職・氏名	草野課長、高橋主幹、多田主事
会議の公開・非公開	公開
傍聴の可否	可(傍聴人なし)
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)総括表(資料1) ・令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算の概要(資料2) ・令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)総括表(資料3) ・第3期宮代町国民健康保険保健事業実施計画(資料4) ・令和6年度国民健康保険税の標準保険税率について(資料5)
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ
審議の内容 (発言者・発言内容・決定事項等)	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>・令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について 《事務局より資料1に基づいて説明》</p> <p>【意見、質疑等】 特になし</p> <p>(2) 審議事項</p> <p>①令和6年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について 《事務局より資料2に基づいて説明》</p> <p>【意見、質疑等】</p> <p>委 員 マイナ保険証は全国で使用できるのか。 事務局 ほぼ使用できる。また、今年12月2日から、現行の保険証は発行されない。マイナンバーカードを持たない方に対しては、資格確認書の発行となる。</p> <p>委 員 マイナンバーカードを使つての保険証利用率は。 事務局 宮代町国保では4か5%程度である。全国平均より低い状況である。</p>

委員 こども医療費受給者証は、マイナンバーカードで対応できるのか。

事務局 都道府県により支給要件が違うことから、現在は対応していない。マイナンバーカードと受給者証をお持ちいただくことになる。

会長 国保税は減収となり、その他一般会計繰入金は増加となっている。国保税の積算方法は。

事務局 年度ごとに、加入者の所得状況等が変わってくる。直近の調定に、加入者数の伸び等の数値を基に、国保中央会の試算システムで試算している。7月の本算定では予算額との差が出てくる。

会長 保険給付費についてはどうか。

事務局 過去の医療費、被保険者数を基に積算している。

会長 法定外繰入金が増えた理由は。

事務局 税収の減も理由の一つである。国県補助金との兼ね合いもあり、結果的に繰入金が増えている。

会長 税率の見直しについて。

事務局 国保協議会で審議いただく予定である。

委員 郵便料金の改定が予定されているが。

事務局 全庁的な対応となり、今年9月補正となる見込みである。

委員 国保税の減、保険給付費の減との関連性はあるのか。

事務局 保険給付費は普通交付金と関連がある。国保税は、各事業に充当されているが、結果的に財源不足となっている。

会長 令和9年度の国保税準統一に向けての目標は変わらないのか。

事務局 埼玉県国保運営方針では、令和9年度の準統一が明記されている。

②令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について

《事務局より資料3に基づいて説明》

【意見、質疑等】

会長 諸支出金の増額補正について。補助金の概算払いによる返還金か。

事務局 当初申請・変更申請を経て、実績報告により支出額・事業内容が確定したことによる返還金である。

③第3期宮代町国民健康保険保健事業実施計画について

《事務局より資料4に基づいて説明》

【意見、質疑等】

会 長 P64 の重複（多剤）服薬対策事業内のポリファーマシーについて。

委 員 多くの薬を服薬することである。

会 長 多剤服薬者等対象者の抽出方法について、国保連合会からリストが来るのか。

事務局 KDB（国保データベース）から、複数の条件を選択して抽出している。

委 員 それぞれの疾患があり、やむを得ず、多くなってしまう人もいる、場合によってはお薬手帳を持参しないと、同じ薬効の薬を別の医療機関で出されてしまう可能性もある。多く服薬することにより、ポリファーマシーの恐れがある。

委 員 医療費の適正化の面からも、国からの指導も必要である。

事務局 マイナンバーカードの保険証利用により、処方状況が確認できる。

会 長 重複服薬をされている人への強制力はあるのか。

事務局 県国保連合会の保健師と相談・指導に伺う形である。

会 長 かかりつけ薬局を持つことも効果的である。

以上で審議終了

（3）その他

令和6年度国民健康保険税標準保険税率について

《事務局より資料5に基づいて説明》